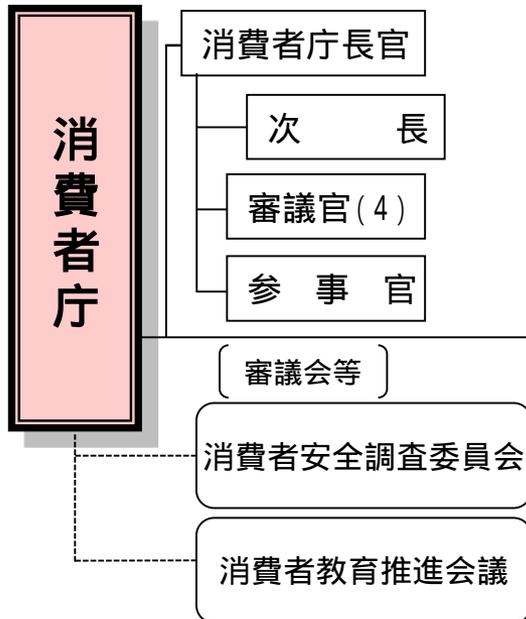


消費者庁の組織

内閣総理大臣
 内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)
 内閣府副大臣
 内閣府大臣政務官



定員 312名

平成27年10月1日時点。

課名(定員)	業務
総務課(30) (広報室(5))	総務、人事、予算・会計、機構・定員、法令審査、国会連絡、情報システム、政策評価、広報・報道対応
消費者政策課(42) (財産被害対策室(14))	・基本的な政策等の企画・立案、推進(消費者基本計画等) ・国際関係業務 ・関係府省庁との政策調整 ・消費者事故に関する情報の集約、分析、発信(財産分野) ・消費者安全法に係る「隙間事案」(財産事案)の執行
消費者制度課(22)	・消費者契約法等を所管、適格消費者団体の認定・監督 ・制度の企画・立案、推進 ・公益通報者保護法、個人情報保護法を所管
消費者教育・地方協力課 (29)	・消費者教育 ・消費者教育推進会議の運営サポート ・消費者に対する普及啓発 ・地方消費者行政に関する政策の企画・立案、推進 ・国民生活センターの所管
消費者調査課 (17)	・消費生活動向に関する調査 ・消費者白書 ・事業者に対する情報提供 ・物価関係業務(公共料金、国民生活安定緊急措置法等)
消費者安全課(41) (事故調査室(17))	・消費者事故に関する情報の集約、分析、発信(生命身体分野) ・消費者安全法に係る「隙間事案」(生命・身体事案)の執行 ・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告 ・食品安全基本法(基本方針の策定、リスクコミュニケーション) ・消費者安全調査委員会の運営サポート
取引対策課(28)	・特定商取引法、特定電子メール法、預託法を所管 ・業法(宅建業法、旅行業法、割販法、貸金業法)を所管
表示対策課(65) (食品表示対策室(14))	・景品表示法、家庭用品品質表示法、住宅品確法、消費税転嫁対策特別措置法を所管 ・食品衛生法、JAS法、健康増進法、食品表示法、米トレサ法の執行
食品表示企画課(31)	食品衛生法、JAS法、健康増進法、食品表示法、米トレサ法の企画・立案等

司令塔機能の発揮

消費者庁設立前の問題点

- 消費者行政は、業を所管する各府省庁**縦割り**の仕組み
- 情報の**共有**、各府省庁の**分担**、**連携**に問題
- 権限の不備(**すき間**)や権限の**不行使**

消費者庁設置(2009年)

司令塔機能の創設

司令塔機能発揮のイメージ

横断的事案は対策本部等で対処

総理大臣

官房長官

内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

消費者庁

総合調整

措置要求

措置要求

A大臣

B大臣

C大臣

行政処分

行政処分

事業者

事業者

消費者トラブル

- 所管府省庁に対応を要請。
必要に応じ**措置要求**
- 複数府省庁の連携が必要な
場合は連携の在り方を調整。
対策本部等を開催
- 自ら所管する法律により対処
- 幅広い分野を対象とした消費
者法の企画立案(新法、法改
正)

関係大臣は、事案に応じて、金融、厚労、農水、厚労、経産、国交等